



発行 東京都

目次

公 告

- 国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の原案……………
- ……………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課) ……一
- 開発行為に関する工事完了 (四件) ………………
- ……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課) ……二
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………
- ……………(産業労働局商工部地域産業振興課) ……三
- 特定漁港漁場整備事業計画変更案の縦覧……………
- ……………(港湾局離島港湾部管理課) ……四
- 登録講習機関の代表者の変更 (二件) ………………
- ……………(東京消防庁) ……四

公 告

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の原案について

東京圏国家戦略特別区域会議が国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第二十一条第六項においてその例によることとされた都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第二項の規定により行い、国家戦略都市計画

建築物等整備事業に関する事項の原案の縦覧について、次のように公告する。

なお、同原案に係る区域内の土地の所有者及び都市計画法施行令(昭和四十四年政令第五十八号)第十条の四に規定する利害関係を有する者は、縦覧開始の日から起算して三週間を経過する日までに、東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。

平成二十九年八月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類

二 当該事項を定める土地の区域
港区虎ノ門一丁目及び虎ノ門二丁目各区内

三 区域
別図のとおり

四 縦覧場所
東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎二十一階北側)及び港区役所

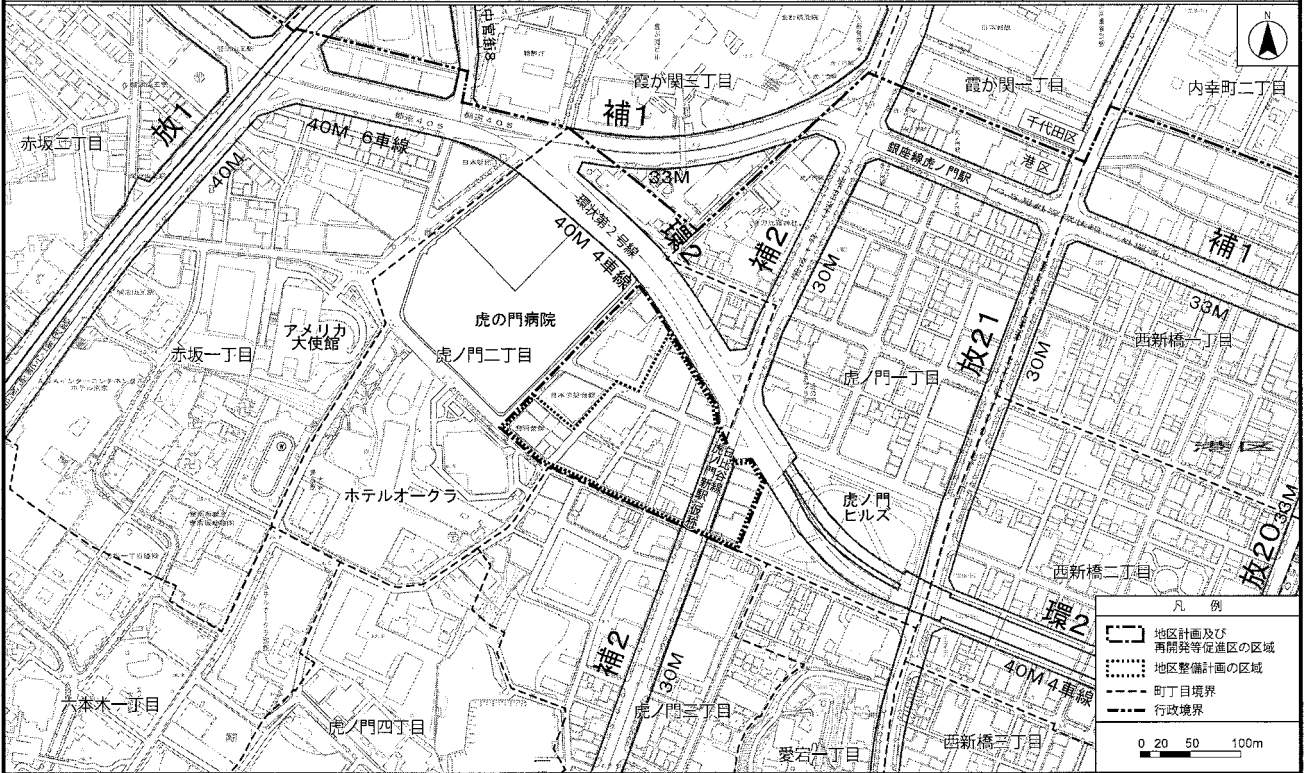
五 縦覧期間
公告の日の翌日から起算して二週間

六 意見書の提出先
新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

別図

東京都市計画地区計画
虎ノ門一・二丁目地区地区計画 区域図



この地図は、国土地理院長の承認(平24開公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(28都市基字第838号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 (承認番号) 28都市基街第310号、平成29年3月8日

開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十九年八月二十二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 許可を受けた者の住所及び氏名

昭島市武蔵野二丁目百四十三番一の一部及び百四十四番
 武蔵野市境二丁目二番二番
 株式会社飯田産業
 代表取締役 兼井 雅史

青梅市河辺町八丁目十三番四十三及び同番四十六から同番五十三まで
 東大和市向原四丁目二十一番地七
 株式会社キョーワハウス
 代表取締役 小松 茂

日野市東平山一丁目六番六の一部、同番六地先、同番七の一部、同番八並びに同番九から同番十一まで及び同番十八の各一部
 八王子市南大沢一丁目八番地二
 大和ハウス工業株式会社
 支配人 萩原 毅

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十九年八月二十二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
青梅市今井三丁目十六番十七
及び同番六十四
許可を受けた者の
住所及び氏名
福生市東町一番地一
有限会社デイスパシオ
取締役 八木 友也

立川市西砂町三丁目十七番一
の一部、同番二、同番四の一
部及び同番五から同番七まで
東大和市上北台三丁目四百
十一番地一
株式会社ティエラ
代表取締役 東宮 博士

武蔵村山市三ツ木五丁目二十
二番九、同番十三、同番十四、
二十四番一、同番二十七、同
番二十九及び同番三十
武蔵村山市伊奈平五丁目一
番地の三
株式会社東京不動産
代表取締役 豊泉亜矢子
青梅市塩船三十七番地
株式会社野崎工務店
代表取締役 野崎 吉則

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
完了した。

平成二十九年八月二十二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

西多摩郡日の出町大字大久野
字萱窪千六番一、同番三、千
七番、同番地先、千八番一、
同番二及び千九番
東大和市立野二丁目八番地
の一
株式会社東京メインランド
代表取締役 竹崎 靖彦

あきる野市引田字楓ヶ原四百
九十三番四
西東京市北原町三丁目二番
二十二号
株式会社アーネストワン
代表取締役 松林 重行

あきる野市伊奈字北伊奈三百
九十一番一、三百九十三番一
の一部、同番四及び三百九十
五番一
西東京市北原町三丁目二番
二十二号
株式会社アーネストワン
代表取締役 松林 重行

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
完了した。

平成二十九年八月二十二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

清瀬市中里三丁目千九十二番
一
練馬区石神井町二丁目二十
六番十一号
一建設株式会社
代表取締役 堀口 忠美

清瀬市下宿二丁目四百二十三
番一及び同番三から同番五ま
で
武蔵野市境二丁目二番二号
株式会社飯田産業
代表取締役 兼井 雅史

多摩市大字和田字五号四百二
十七番一、四百二十八番一、
四百二十九番一及び同番四
山梨県上野原市上野原二十
六番地
株式会社角屋ハウジング
代表取締役 秦 孝延

東久留米市氷川台一丁目二百
十二番一、同番一地先及び二
百十三番一
埼玉県所沢市小手指町一丁
目一番地四
株式会社住協
代表取締役 安永 久人

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に
ついて

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下

「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店
舗の変更について届出があったので、同条第三項において
準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、
その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう
とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体
にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体に
あつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を
添えて、平成二十九年八月二十二日から四月以内に東京都
産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八
番一号）に到着するように提出してください。

平成二十九年八月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 Gビル吉祥寺02
- 二 店舗所在地 武蔵野市吉祥寺南町二丁目三番十
三号
- 三 設置者名 三井住友信託銀行株式会社
- 四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目四番一号
- 五 変更前の店舗名 (仮称)吉祥寺南町2丁目プロジ
ェクト
- 六 変更後の店舗名 Gビル吉祥寺02
- 七 変更前の店舗所在 武蔵野市吉祥寺南町二丁目二千百
十二番六
- 八 変更後の店舗所在 武蔵野市吉祥寺南町二丁目三番十
三号
- 九 変更日 平成二十九年七月十四日ほか
- 十 届出日 平成二十九年七月二十六日
- 十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業
振興課（新宿区西新宿二丁目八番
一号）

十二 縦覧期間

平成二十九年八月二十二日から同年十二月二十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

十三 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

特定漁港漁場整備事業計画変更案の縦覧について

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第七十条第十一項において準用する同条第四項の規定により、特定漁港漁場整備事業計画変更案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画変更案の意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、東京都知事に対して意見書を提出することができる。

平成二十九年八月二十二日

東京都知事 小池 百合子

一 縦覧に供する書類の名称

特定漁港漁場整備事業計画変更案（三宅島地区）

二 縦覧期間

平成二十九年八月二十二日から二十日間

三 縦覧場所

東京都三宅支庁土木港湾課

三宅村伊豆六百四十二番地

四 意見書の提出先

東京都港湾局離島港湾部計画課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎九

階北側

登録講習機関の代表者の変更について

火災予防条例施行規則（昭和37年東京都規則第100号。以下「規則」という。）第11条の4の6第4項の規定により、防火管理技能講習を実施する登録講習機関の代表者を変更する旨の届出があったので、規則第11条の4の6第17項第2号の規定により次のとおり公告する。
平成29年8月22日

東京消防庁

消防総監 村上 研一

1 登録講習機関の名称

公益財団法人東京防災救急協会

2 変更前の代表者の氏名

理事長 新井 雄治

3 変更後の代表者の氏名

理事長 北村 吉男

4 変更年月日

平成29年8月1日

登録講習機関の代表者の変更について

火災予防条例施行規則（昭和37年東京都規則第100号。以下「規則」という。）第22条第4項の規定により、防火安全技術講習を実施する登録講習機関の代表者を変更する旨の届出があったので、規則第22条第17項第2号の規定により次のとおり公告する。

平成29年8月22日

東京消防庁

消防総監 村上 研一

1 登録講習機関の名称

公益財団法人東京防災救急協会

2 変更前の代表者の氏名

理事長 新井 雄治

3 変更後の代表者の氏名

理事長 北村 吉男

4 変更年月日

平成29年8月1日

発行 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二二)一〇一〇一(代)

郵便番号 163-8001

本号 一箇月 三〇円
六、六〇〇円

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001